

上下水道庁舎駐車場内障害者用駐車区画に関して

貴会から寄せられたご意見への回答について

箕面市
上下水道局
経営企画室

- (1) 一番西側に整備予定の障害者用駐車区画に、より駐車しやすくするために、駐輪スペースを縮小し、障害者用駐車区画の前方には駐輪しないようにできないか。

⇒ 駐輪スペースは、自転車等での来庁や通勤用に設けているもので、現在、既に飽和状態でスペースが足りない状況です。

従いまして、縮小することは困難ですが、自転車とバイクを分離するなど、可能な限り整列して駐輪するよう工夫することで、車両の出入庫の際に支障をきたさないように改善したいと考えています。

- (2) 障害者用駐車区画をより広く確保するため、北側の植栽を撤去することはできないか。

⇒ 北側の植栽については、隣接の民間ビルとの緩衝帯としての機能を有しています。また、箕面市まちづくり条例等においても、緑化に関する建設基準を定めており、上下水道庁舎についても、この趣旨に則り、植栽を設けています。以上の理由から、植栽の撤去は困難と考えておりますので、ご理解ください。

- (3) 法定の広さの障害者用駐車区画では、リフト付き車両で来庁する場合などに対応できないのではないか。

⇒ 障害者用駐車区画については、車両の横に車いすをつけて移譲する際に、広い幅のスペースを要する方や、車両の後部からリフトを使用して乗降されるため、奥行きを必要とされる方など、障害特性による多様なニーズに対応できることが、望ましい姿と理解しております。

ただ、上下水道局駐車場においては、現在、6台分の駐車可能スペー

スのうち、来庁者向けのスペースは5台分で、一般市民の利用はあまりないものの、給排水設備の工事手続き等で来庁する事業者の使用頻度はかなり高く、満車になることもしばしば見受けられるため、既存敷地の中で法定以上の広さの障害者用駐車区画を設けることは困難な状況です。

そこで、障害者用駐車場区画よりも広いスペースを必要とされる方が上下水道庁舎に来庁される場合には、事前にご連絡いただければ、ご要望に応じ、隣接する駐車区画の確保や入出庫の際の人的支援など、柔軟な対応を行うようにいたします。

- (4) 障害者用駐車区画については、白黒のゼブラ舗装では、対象外の者に駐車させないようにする効果が十分でないので、カラー舗装にしてほしい。

⇒ ご意見を踏まえ、対応いたします。なお、実施にあたっては、材料を購入し、職員により施工することで費用を最小限に抑えます。

- (5) (会議終了後、現地視察に来られた委員からのご意見) 新たな障害者用駐車区画から庁舎への動線においては、グレーチングの間に車いすの前輪がはさまることを防ぐ方策を講じてほしい。

⇒ ご意見を踏まえ、対応いたします。なお、実施にあたっては、材料を購入し、職員により施工することで費用を最小限に抑えます。